

## 第 138 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和 4 年 8 月 4 日（木） 10：27～15：25

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員

〔計画策定等に関するワーキンググループ〕勢一智子座長、足立泰美構成員、磯部哲構成員、大橋真由美構成員、原田大樹構成員

（勢一智子座長及び磯部哲構成員は、提案募集検討専門部会構成員と兼務）

〔政府〕加藤主税内閣府地方分権改革推進室長、細田大造内閣府地方分権改革推進室参事官、阿部一貴内閣府地方分権改革推進室参事官、泉聡子内閣府地方分権改革推進室参事官、木村宗敬内閣府地方分権改革推進室参事官、谷中謙一内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和 4 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

### <通番 23：地震防災緊急事業五箇年計画について他計画での代替を可能とすること並びに計画策定手続及び進捗管理の簡素化（内閣府）>

（高橋部会長）計画策定等の見直しについては、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針において、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、計画等の内容や手続は各団体の判断に委ねること等の原則が明記されたところであり、地方からは、この原則の明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっているところである。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限に実現するよう、前向きな対応をお願いしたい。

（大橋部会長代理）各省庁に、同じような計画が並立している状況について改善していただきたい。特に災害分野は、災害が起こるたびに法律ができ、法律間の連携がうまく取れていないために計画策定の事務が並立している印象が非常に強くある。

最初の地震防災緊急事業五箇年計画（以下、「五箇年計画」）と国土強靱化地域計画（以下、「地域計画」）の代替可能化の提案は、現在はそれぞれ別の制度だから代替できないというのは当たり前の話で、法律がネックになっているのであれば法律改正まで含めて 2 つの計画を一体的に一本化してつくることはできないのか、地域計画を策定したら五箇年計画とみなすことはできないのか、といった検討をお願いしている。現行法上協議の有無に違いがあるから今後も一体的策定はできないという説明では納得できない。

特に、類似の計画が複数並んでいるという点だけでなく、五箇年計画について、下調整、事前協議、正式協議と 3 層にわたる調整が通知により行われていることが特殊だと思う。地震防災対策特別措置法第 2 条第 3 項では、知事は内閣総理大臣に協議をすれば、内閣総理大臣が各省協議を行うという建付けになっているのに、実際には知事が制度所管省庁にそれぞれ下調整をするやり方は、国と地方が対等な関係にあるはずが、当事者間での利害調整を国が地方に肩代わりさせているのではないかという気がする。調整が 3 段階存在することも地方の負担が重過ぎるし、国が地方に調整を肩代わりさせている仕組みも地方分権に合っていない印象を受ける。全国知事会を含めてこれだけたくさんの地方公共団体から提案及び賛同の意見が出ているということは、負担感が相当大きいことを示しており、抜本的な見直しをぜひお願いしたい。

（内閣府）現行制度上、五箇年計画は協議が 3 層になっているということについては、実際の手続として 1 度の協議で手戻りなく協議を終えることができるケースはほとんどなく、正式協議の 1 回で終わらせることは困難である。だからこそ下調整という形で事前にメール等で事前に調整をやらせていただいている。

（高橋部会長）まず、計画の一体的策定について対応できないのか。

（内閣府）私どもは地域計画を所管していないので、その点についてはこの場で明確なことは申し上げられない。

（高橋部会長）その点は 2 次ヒアリングまでにしっかり結論を出していただきたい。地震防災対策特別措置法に基づき、同意付き協議を行うべき事項については同意付き協議をして、同時に地域計画も一体的に策定すると

というのは、現行法上も可能だと思う。

(内閣府) 地域計画については、私どもが所管している計画ではないが、都道府県と市町村がそれぞれ策定することになっていて、都道府県事業については都道府県の地域計画、市町村事業については市町村の地域計画の中で書かれることになっている。都道府県が作成した地域計画と地震防災の計画とでは、計画の対象が違う。

(高橋部会長) 地域計画と地震防災の計画の2つの計画を、各根拠法令で同意付き協議の対象になっている事項は同意付き協議を現行制度のまま行った上で、一体的につくることはできないかという話である。

(内閣府) 五箇年計画には予算のかさ上げという固有の目的に照らして審査をしないといけない中で、結果的に重複した内容が複数の計画に記載されることはあり得る。地域計画を策定する際に五箇年計画にも同様の内容が書かれているのであれば、それをそのまま引用してもよいという運用もされており、都道府県の事務負担を減らす努力はしていると聞いている。

(大橋部会長代理) 今のお話では記載事項の簡略化はできるとしても、計画という仕組みは手続が非常に厳格に定められており、パブリックコメントやその間の縦覧の手続、市民参加の手続、協議会の開催等が一つの計画に付随する。そうすると、今は2本の計画がそれぞれ前述の手続を行う必要があるが、それぞれの計画の事情に合わせてそれぞれ手続を行わなければならないから負担感があるという話であって、重複項目の簡素化だけでは解消しない。

(高橋部会長) 規定はなく、自由にやってくださいと言っても、地方公共団体は計画と名がつけばパブリックコメントを実施する。地方公共団体も2つの計画を同時並行でそれぞれ手続を行うことが負担だという声もあるので、地域計画の所管省庁とよく協議していただいて、一体的に策定できるということを次回までに御回答いただきたい。2次ヒアリングまでに調整をお願いします。

(内閣府) 地域計画の所管部局と相談する。

(高橋部会長) 同意付き協議の簡素化について、確かに主務大臣の基準に合致していることの確認が必要だというのは理解するが、法令上、意見聴取は内閣総理大臣が行うこととなっている。それを地方公共団体に各省との下調整まで全部任せるのは、法令上の仕組みに反しているのではないか。所管省庁として、内閣府防災がしっかりと音頭を取って、各省庁との窓口を一本化して、調整できるように責任を持ってやっていただくというのは、法令上の義務なのではないか。

(内閣府) 法令上は部会長がおっしゃるとおりなので、各省庁と各都道府県の担当部局と直接話をするのと、それぞれ防災部局を通して話をするのと、実際のところはどうか確認し、関係省庁とも相談し、しかるべく考えたい。

(高橋部会長) 行政手続法第11条では、国、地方関係なく所管行政庁が複数にまたがっている事項について、申請者の負担を軽減するよう努めることとされている。それは国と地方の関係についても一緒に、地方の負担軽減のために制度所管省庁が負担軽減の努力をするべきであり、行政手続法の趣旨を踏まえて、2次ヒアリングまでに負担軽減策を御教示いただけたらありがたい。

(勢一構成員) 異なる法律がそれぞれ計画を規定していて、その中には経緯から内容が類似するものが出てくることは現状ではよくある。先ほども説明があったように、所管が違うとどうしてもそれぞれの法律のロジックの下で計画を規定されるが、地方公共団体の中では、一つの組織の中で、特にこの防災の分野などは、その地域の中でどうやってレジリエンスの強化を図るかという話に影響する。どのような事業を実施するかはレジリエンスの強化を行っていく中で一体的に検討しなければならない。そうした現場の視点から見ると、国で所管が違うからそこは検討していませんというのは、政策をより良くやっていくために計画が上手く使えない状況だと思料しており、地方側の状況を念頭に置いて御検討いただきたい。

(大橋部会長代理) 最後に計画と補助金の関係について、今回の五箇年計画は非常に補助金と密接な位置付けになっている。内閣府においては、五箇年計画の進捗管理がかなり丁寧に行われているが、補助金は補助金で各所管省庁に対して実績報告も行っており、計画と補助金の関係を密接にしている分だけ重複して報告している部分も多い。計画策定後の進捗管理と補助金の実績報告との関係も精査していただいて、シンプルなものにしていただきたい。

(高橋部会長) 同意付き協議を行ったとしても、かさ上げされるかどうか分からないというスキームは、徒労感が大きく、同意付き協議で計画を定めるということのメルクマールから外れているのではないかと思う。同意付き協議をしたらしっかりと補助金が出るという話がこの計画策定のメルクマールの意図なので、運用改善に努めていただければありがたい。

今の話も含めて、事務局ともよく相談していただいて、2次ヒアリングまでに御検討いただきたい。

<通番62：市町村における学校教育情報化推進計画の廃止及び計画策定を財政措置の前提条件としないこと（文部科学省）>

（高橋部会長）計画策定等の見直しについては、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針において、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、計画等の内容や手続は各団体の判断に委ねること等の原則が明記されたところであり、地方からは、この原則の明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっているところである。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限に実現するよう、前向きな対応をお願いしたい。

（大橋部会長代理）計画策定を通じて教育の質を高めることが重要だということはそのとおりだと思う。一方で、今回の提案は、現場にとっては相当程度重複が認められるような計画を2つ策定しなければならず、計画策定に労力を使ってしまい、教育の質を高めることにエネルギーが残らないということである。

計画の重複部分については、主務官庁において法律レベルでしっかり総合調整をしてほしい。一方の計画を策定すれば読み替えや、一体策定ができるという形にしなければ、現場の負担は大きい。

また、学校教育情報化推進計画の策定が努力義務であるからといって自治体が負担を感じないわけではない。自治体は努力義務と言われると、住民との関係で、やらなくてはならないのではないかと責任感を感じる。努力義務であっても、実際には相当程度、義務に傾斜したような行動パターンが見られるため、多くの団体から意見が出ているように、2つの計画を策定することについて調整をしてほしい。

（文部科学省）計画の重複について、策定主体の重複がないように心がけたい。国は国全体の視点から教育の格差是正や教育の水準向上、都道府県、市町村はその域内における教育の機会均等と水準維持という観点で教育行政を進めている。その主体間の整合をしっかりと取っていききたい。

また、既に計画を策定しており、その計画で足りるということであれば、それに加えて新たに学校教育情報化推進計画を策定ということまで当方としては求めることは考えてはいない。

（高橋部会長）そのことについて、通知等で明確にしてもらえるのか。

（文部科学省）現在、国の学校教育情報化推進計画を策定しているところである。当該計画策定後に、通知において、今述べた点をしっかりと書き込んで周知したい。

（高橋部会長）計画の改定時期について、都道府県や市町村に任せるという形にはできないのか。

（文部科学省）実際にどういう形でICT化推進のための計画を定めるかは、あくまでも都道府県や市町村の判断である。目的は学校教育の質の向上であるため、そこは国も都道府県も市町村も同じ方向を向いていると考えている。

（高橋部会長）計画策定の時期や進め方についても全て都道府県や市町村に任せるということを明示してもらえないか。

（文部科学省）善処して取り組みたい。

（足立構成員）学校教育情報化推進計画は、教育振興基本計画の「ICT利活用のための基盤の整備」と重複している。GIGAスクール構想に基づくハード整備だけでなく、ソフト面も含めて総合的にやっていくという状況であるのに、学校教育情報化推進計画には具体的な数値目標がない。数値目標を盛り込んで初めてPDCAサイクルが回せるということを考えると、ソフト面も含めて評価をするのであれば、具体的な数値目標を盛り込んだ上で効果の検証を行っている教育振興基本計画に力を注いで対応する。今後、人的にも限られた状況が予想され、基本計画に注力することを一層重点化するほうが望ましいように思うが、この点はどう考えているのか。

（文部科学省）GIGAスクール構想、1人1台端末の整備については経緯があり、実際は数年かけてやるところを新型コロナウイルス感染症対策で3年前倒しをしたという実態がある。そのこともあり、実際に現在、自治体間や学校間、教師間で格差が生じている。GIGAスクール構想のために教育格差が広がったということにつながるよう、国は国の視点、県は県の視点、市は市の視点から総合的に教育行政として取り組んでほしいと思っている。

数値目標については、確かにそのとおりと思う。ただ、1人1台端末を導入する前に既に始めているところもあり、自治体間の取組の速度が大きく異なっている。そのため、1人1台端末の利活用のフェーズの中で教育上の格差が生じないよう、スケジュール感を持ってやっていく。国において数値目標を立てることについては、各自治体で先に始めているところ、後から始めたところがあるため、なかなか難しい部分もある。

(足立構成員) 教育振興基本計画で網羅することは考えていないのか。

(文部科学省) 教育振興計画は教育全体の計画であり、教育の質を高める際の一つのツールとなる学校のICT化についてどこまで踏み込んで書けるかという部分もある。また、本法律が国会の意思に基づいてできた法律ということもある。学制発布以来大きな教育変革と思っており、丁寧に進める上でも、ICTの推進計画は必要と考えている。

(高橋部会長) 議員立法であるということや、情報化推進上、極めて重要なポイントでできた法律というのは理解する。しかし、いつまで2本の計画体系を維持していくのか。ある課題に対して新たに計画をつくることはやむを得ない面もあるが、それが一定程度役割を終えたときには、議員連盟にお願いして、整合的な形で全体に目配りできるという計画の本来の体系に戻していくことが必要である。議員立法とはいえ、所管官庁は文部科学省であるため、ぜひその点についても将来的には考えてもらいたい。

(文部科学省) まさにそのとおりでと思う。法律も時代の中での役割が変わっていくものであり、適宜見直しをするのは我々の仕事と考えている。

#### <通番21：建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の廃止（厚生労働省、国土交通省）>

(高橋部会長) 計画策定等の見直しについては、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針において、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、計画等の内容や手続は各団体の判断に委ねること等の原則が明記されたところであり、地方からは、この原則の明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっているところである。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限に実現するよう、前向きな対応をお願いしたい。

(勢一構成員) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律に基づく計画について、今回の提案の趣旨としては、この分野は必要な取組に地域差はそれほどないのではないかという問題、関心から始まっている。国において基本計画が定められていることから、その下で、各地域において必要な施策を判断して、直接実施していく形でも法律の要請は十分満たされるのではないか。

制定までの経緯で、議員立法で制定された経緯があるとのことだが、確かにこうした安全、健康の確保というのは非常に重要なことであるため、議員立法の趣旨をちゃんと踏まえて対策をするというのは非常に重要だと思っている。他方で、この法律の目的などの条文を拝見しても、必ずしも各地域の違いを重視して何かをするというような形になっておらず、むしろ日本全体として適正な安全健康の基準を維持できるほうが、この議員立法の趣旨にもかなうのではないかと思う。

地域の特色を踏まえた都道府県計画の紹介いただいた4つの記載例を拝見すると、健康づくりや健康経営は長野県だけが特殊なものでもなく、雪下ろしの作業は、豪雪地域は日本にはかなりあるため、北海道だけではない。外国人労働者もまさに今、生産年齢人口が少なくなっている中で、かなり全国的に共通する課題かと思われる。そうすると、当初考えていた都道府県計画の必要性が、実際に運用を始めて何年も経っているが、現在も必要なのか検討の余地があると思う。この辺りについて、所管省庁としての御見解をいただきたい。

(国土交通省) 国全体として問題意識を持ってしっかりやらなければいけないことについては、国の基本計画で定めているわけであるが、指摘いただいたように、都道府県の判断ということであり、それぞれの都道府県で積極的に展開されている施策との連携や、外国人といっても、県によっても実際に働いている方の状況等は異なると思われる。また、都道府県は国と同様に、建設業の許可権者であり、当該立場で監督指導するというような形を含め、適正な請負代金の設定や適正な工期というようなものも建設工事従事者の安全、健康の確保には非常に重要であるため、国と都道府県がそれぞれ施策の実施者として、また、責務として規定もされているため、それぞれが実施していくことが求められている。国の基本計画を勘案した都道府県計画については、あくまで努力義務ということであるため、そこはそういった立法趣旨であると考えている。

(大橋部会長代理) 確かに法律にはそのように書いてあるが、実際に都道府県がこの法律に従って運用をし、約35の都道府県は実際にこの計画を策定している。その中で出てきた意見は、国の基本計画があれば、その下でも都道府県は法律の趣旨を達成できるという意見であり、なぜこの計画をつくらなければいけないのかという疑問を抱いたものである。計画をつくれれば、当然、計画に伴う手続など様々なエネルギーが必要であり、費用対効果も合っていないということが全国知事会を含めて出てきているということであるため、そこは客観的に、制度が一回りした現時点で一度考えていただきたい。

また、確かに努力義務ではあるが、地方公共団体も努力義務とはいえ、対県民、市民との関係でこういう規

定があればつくるように頑張るわけである。努力義務としながら、事務連絡等を見ると、国土交通省や厚生労働省、総務省の共通の通知の中で、早期の策定を求めており、こういった通知まで出ていると、なかなかこれは自由にやってくださいというようには思えない。我慢してつくっても、つくった意味がないというのが今回の提案の根本にあると思うため、見直していただけないかという提案だと考える。

(国土交通省) 都道府県の中には、建設業者、また、建設業で働く従事者の方が実際にいらっしゃるため、その実情も含めて、やはり都道府県でも進めていただき、関係者の方がどういう方向に進んでいくのかということと地域の実情等も踏まえて策定していただき、それをしっかり進めていくという理由で都道府県計画の努力義務があるのではないかと拝察しているところである。

都道府県から提案のような意見があるということは当然受け止める必要があると思うが、法律の趣旨もあると考えているため、第1次回答で示したように、国で開催している連絡会議との同時開催等、効率化等について、国としても進められるところはしっかり進めていければと考えている。

(小早川構成員) 全国の都道府県が国の基本計画に加えてそれぞれの地域に応じた計画をつくるべきだとお考えのようにも聞こえるが、多くの事柄は、国の基本計画できちんと方針が出されていればそれに即して各地方で対策を実行していくということで済むのだと思う。それに加えて、自らの地域に特殊な事情があるためさらに独自の計画を加える必要があると考えるか、そこの判断は、まさに各都道府県がするべきだろう。個々の都道府県において要るか要らないかの判断は抜きにして、とにかくつくってほしい、文言は努力義務だができる限り全国すべてつくって欲しいということであるならば、そこはかなり無理があるのではないかと。つくるかつかないかをそれぞれ独自にしっかり検討してくださいというスタンスでいいのではないかとと思うが、その点についてお答えいただきたい。

(厚生労働省) 建設業法においては、国土交通大臣とともに都道府県知事の建設業の許可権限というものを規定しており、そうした権限や責任を根拠として、この法律においては、都道府県も国とともに建設工事に従事する方々の安全と健康の確保に関する施策をする上で、重要な推進主体であるという考えの下に、こうした形で都道府県計画が規定されているものと考えている。

この立案に中心的に当たられた務台議員はもともと総務省、自治省の御出身であり、その辺りも十分踏まえられた上でこういった形で規定をされているものと考えている。ただ、都道府県のこととも考慮して、努力義務という形で規定をされているものと考えている。

(高橋部会長) 議員立法の話が出てきたので、私も申し上げたい。高橋部会長代理が発言されたように、一回りして結果が出たときに、その結果を検証し、合理的な行政の推進スタイルとしてこの法律の在り方はどうあるべきか、議員連盟の議員の方々にもお願いして考えていただくように働きかける必要は、所管省庁としてあるのではないかとと思う。

今申し上げたように、都道府県から強い意見がある。都道府県の責務を果たす上では、例えば関係者を集めてきちんと話し合う、これを議事録として残して公表するみたいな形式も考えられる。それをパブリックコメントや関係者の調整など、計画である以上は利害関係の調整手続が必要であり、重い手続を課していることが、本当にこの建設労働者の安全促進のために重要なのかどうか、効果的なのかということはしっかりお考えいただくことが重要なのではないかとと思う。そこについて、2次ヒアリングまでにぜひ真摯に御検討いただければありがたいと思う。

(厚生労働省) 現在、与党の議員の方々、超党派の議員の方々を含め、むしろ計画を拡充していこうという動きがあるところであり、例えば最近だと地球温暖化の中で熱中症対策といったものも重要になってきているところである。

それから、建設業に従事される方の健康、安全というのは、担い手の確保に当たって非常に極めて重要な要素だと思っており、これは都道府県にとっても、様々なインフラ整備などの観点から、そういった建設業に従事される方の担い手の確保は極めて喫緊の課題なのだと思う。そういう中で外国人の関係なども計画に盛り込まれているような動きもあるわけであり、そういった部分も今後はより必要になってくるのではないかと考えているところである。

(高橋部会長) それ自体は極めて重要だと思うが、一方で、本当に効果的にできるかどうかを所管官庁として議員の方々には地方の声をきちんとお届けいただくことは、ぜひお願いしたいと思う。

(国土交通省) 私どもはこういった議員立法の法律を受けて執行する立場ということで御説明を申し上げたところである。本日の資料等で都道府県の声があるということについては認識した。今後、様々な機会もあると思

うので、このような声があるということをお伝えさせていただく。

(勢一構成員) ぜひ御検討いただければと思う。

今回は都道府県計画がなくても十分に法が求める措置や施策ができる、さらに、会議体もあるため、関係者との連携も取れるということで提案をいただいている。そのため、計画をつくらないことで施策が進まなくなるというよりは、現場の意見として、むしろこの計画策定の手間がかからない分、施策に注力できる場所にあると理解いただきたい。この法律にも都道府県の責務規定があるため、この計画がなければ進まないということでは決してないという部分もぜひ理解いただければと思う。

(小早川構成員) 35都道府県が策定済みであり、よいではないかということかもしれないが、この35都道府県は、努力義務とされたからつくらなくてはいけないと思ってつくっているのだろう。それら策定済みの都道府県は汗をかいて策定しているのだろうが、恐らく、実は無駄に汗をかいている部分が多いのではないかとよく検討いただきたい。

#### <通番16：大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止（経済産業省）>

(高橋部会長) 法人の代表者が変わったことで、生活環境にどのような影響が出る可能性があるのか。

(経済産業省) 物理的には、法人の社長が変わったからといって、直ちに店舗がどうなるわけではないが、いわゆる設置者であり、生活環境に対して責任を持っている者が変わったということであるため、その際に設置者に対して住民の意見があるならば、生活環境に関する意見をぶつける機会を設けてあるということである。

(高橋部会長) 説明がよく理解できなかったのだが。

(加藤室長) それは公告した事項について意見を聴取すべきであり、本来の手續とは違うのではないかと。

(経済産業省) そこは、法律上もまさに生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を言えることとなっており、実際に公告をしている例がある。参考のために読み上げると、「大規模店舗を設置する者が周辺環境の地域の生活関係の保持のために配慮すべき事項について意見がある場合には、縦覧期日満了の日までに所管課に到達する意見を提出できる」ということが記載されて、この代表者の変更の公告がされており、制度上も意見を言えることになっている。

(大橋部会長代理) 代表者が変わったところで、住民意見の機会が生まれるということ、代表者が頻繁に変わるところは住民の意見がたくさん言えて、先代が長く勤めるところは住民が意見を言えないというような仕組みを想定しているのか。すごくおかしいような気がする。提案を見ると、実際に法人の代表者が変わっただけでも意見聴取をしているが、ほとんど意見は出ず、単なる情報の保有に留まっているということである。新設時の手續よりも簡略化されているとはいえ、コストパフォーマンスを考えてみたら全然合っていない。店舗の新設時、平米数や業態が変わる等で意見を聴くのは分かるが、代表者が変わる度に公告・縦覧、意見聴取という手續は重過ぎるのではないかと。届出を求めていることと、届出にプラスアルファしている手續の間のバランスが悪いということで、提案団体の九州地方知事会も含めて、本当にたくさんの県から声が出ている。実際に事務局にアンケートを取っていただいて、地方がどう捉えているのかをもっとエビデンスベースで議論したい。本当にこれが実効的な手續で、これだけの費用をかけるだけの意義があるのかどうか。それがなければ、計画手續で地方公共団体も省庁の様々な計画でエネルギーを使い果たしているところにこういう些末なことで更にエネルギーを使わせるのは、私は無駄だと思う。

(経済産業省) 確かに社長が変わるといふところだけに着目すると些末のように見えるのだが、住民の皆さんが意見を開陳する、聴取する、あるいは表明する場であるので、むしろ使われていないことのほうが問題なのかもしれない。

(高橋部会長) 法人代表者が変わったことについて住民が何の意見を言えるのか。

(経済産業省) 社長が良いとか悪いとか、誰々がなったからけしからんという意見を言うということではなく、社長が変わったのをきっかけとして。

(高橋部会長) きっかけは意味がないのではないかと。

(加藤室長) それは、手續の使い方がおかしいのではないかと。住民の声がいろいろあって、それを行政としてつなぐというのはあってもよいと思うが、法定の手續とは別なのではないかと思う。もしそれをやっているとするれば使い方としてどうなのかという気がする。

(高橋部会長) 事務局とよく法律論を交わしてください。

(経済産業省) 確認だが、自治体の要望は公告・縦覧ではなく、その前の氏名変更の届出の廃止になっているが、

責任者の名前はその後報告聴取などを自治体が必要があるので、これは残しておいたほうが良いと思っている。公告・縦覧の方は先ほど申し上げたとおりだが、変更の届出が必要なのであれば、それに伴って公告・縦覧の手続を行うということになっていると理解していた。

(高橋部会長) そこで意見聴取まで必要になるのか。

(経済産業省) そうだが、とりあえず自治体からは氏名変更の届出をやめてくれと。

(高橋部会長) それは自治体の提案を契機にして変えられるところは変えるということで、大元が駄目だから一切受け付けないという話ではない。

(経済産業省) 論点の整理という意味では、今、論点になっているのは氏名変更の届出の廃止という自治体の要望自体というよりは、公告・縦覧のところの趣旨ということか。

(高橋部会長) それもあるという話。そこも検討してくださいと申し上げている。公告・縦覧も2次ヒアリングまでに検討してください。

(経済産業省) 承知した。

(高橋部会長) 大元の話については、例えば、本店所在地の都道府県だけ把握して必要があれば問い合わせる、では駄目なのか。行政的に把握の必要性があるのであれば、本店所在地だけに届出してもらって、必要があれば本店所在地の都道府県に問い合わせればいいのか。

(経済産業省) 多くのケースは、いわゆるモール形態のであれば、モールを運営する企業が設置者というケースはまれであり、地元のディベロッパー、あるいは東京のディベロッパー、また全く別の人が設置者になっていることが一般である。モールを運営する企業の社長が変わるということではなく、所有者が変わったり、経営者が変わったりすることがある。

(高橋部会長) 複数の都道府県にまたがって展開している事業者はいないのか。

(経済産業省) 東京のディベロッパーはあちこちで多分やっているの、いなくはないが、ただ、一般的にイメージしているようなモールという感じではない。要するに、設置者自身は聞いたことがないような会社であることのほうが多い。そこを借りて運営している。

(高橋部会長) 例えばインターネットによる公表では駄目なのか。

(経済産業省) 確かに一部上場会社で公表もあるが、多くは地元の会社になってくるので、そういう意味では玉石混交である。

(高橋部会長) 当該店舗に代表者の表示を義務付けるとか、虚偽表示をしたら罰則を科するという方法もある。そこはいろいろなやり方があるのではないか。

(経済産業省) もちろんやり方はある。

(高橋部会長) 現行法だけ考えるのではなく、そういうものを考えてくださいという話である。

(経済産業省) 法律の届出は、自治体がこの後報告聴取をする可能性があるの、自治体を知っておく情報ということである。

(高橋部会長) 店舗に行けば分かるのではないか。

(経済産業省) 届出の義務を課していて、法律立案のときにもう一つのやり方として公表を義務付けるということもあったのかもしれないが、法目的を達成する上では届出を出して、自治体に把握させておくということになったのである。

(高橋部会長) こういう声が出たので運用を変えるというのは十分あり得るのではないか。立法が当時、全部間違っていたと言っているわけではなく、運用の中で改善すべきところは改善するというのは、当然の立法の在り方なのではないか。

(経済産業省) 然り。

(伊藤構成員) 繰り返しになるが、もともとの変更の届出が本当に必要かどうかという点については、都道府県の方でも別途把握することもできるということで、やはり度々この手続に従って意見を聴いたり、縦覧したりということ自体の事務は非常に煩瑣であるという意見が多く出ているわけである。例えば登記簿謄本の請求によって、指導する、あるいは行政罰を科すなどの必要なときには、都道府県側で把握する手法は幾つもある。それを毎回毎回一々届出をさせて手続をすることの必要性は、提案団体側からするとそれほどないというのが意見であるので、この点についてはいかがか。

(経済産業省) そこは、繰り返しになるが、社長が変わったということの一つの契機に住民が意見を言うプロセスであるので、そういう機会をなくしてしまうということで本当にいいのかというのは、やはり大規模店舗が

住民と常に円滑にうまくいっているわけではないので。

(伊藤構成員) 住民の生活環境に関する意見を聴くことが目的であれば、例えば、定期的に住民に対する説明会を開催することを義務付けるとか、法人の代表者が変わったときの手続とは切り離して手続を作るということも考えられる。

(経済産業省) もちろん政策論として考えればそういうやり方もあるのかもしれないが。

(高橋部会長) 今の伊藤構成員のお話も真摯に受け止めていただければありがたい。いろいろな指摘が構成員から出たので、法律の改変も含めて、2次ヒアリングまでにいろいろな可能性をブレインストーミングしていただけないか。これは閣法か。

(経済産業省) 閣法である。

(高橋部会長) 軽微な変更であれば分権一括法で受け止めるので、ぜひその辺りも含めて御検討いただければありがたい。

#### <通番10：指定介護予防支援事業者の指定対象の拡充に関する見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 制度設計はよく分かった。実際はこれから団塊の世代が後期高齢者になっていく中で、地域包括支援センターの持続可能性というものが難しい状況になってきたと思うが、将来の見通しはどのようにお考えか。

(厚生労働省) 2025年に団塊の世代が後期高齢者になって、2035年には85歳以上になる。認定率は、65歳以上は平均で2割を切る程度だが、85歳以上になると6割程度になり、非常に介護需要が上がってくる。

これに対しては、介護人材の活用、要するに供給のキャパシティを色々なテクノロジーも利用しながら増やしていくのと同時に、介護に陥らないように予防に力を入れていくことも重要だと考えている。そうすると、地域ぐるみで様々な資源を活用して介護予防に向けた取組を行ってもらうことが重要であると思っており、この地域包括支援センターの役割は今後さらに重要になってくると考えている。

(高橋部会長) テクノロジーは地域包括支援センターの業務の効率化には繋がらないのではないかと。地域包括支援センターの持続可能性についてどのようにお考えか。

(厚生労働省) 地域包括支援センターの持続可能性は極めて重要な問題であり、地方自治体ともよく連携しながら、可能な範囲で合理化、簡素化に取り組んでいきたいと思っている。

地域包括支援センターの業務の中でもデジタル化によって効率化できる部分もあるので、それも含めて取り組んでいきたい。

(勢一構成員) 地域包括支援センターが非常に重要な役割を担っているということは、制度設計のときの議論でも、現場でも重々承知している。だからこそ自治体としては、今、地域包括支援センターの業務量が多くなり過ぎて困っている。さいたま市が直接の提案団体だが、追加共同提案が15を超える自治体から出ており、他の自治体でも問題になっていると思う。

つまり、地域包括支援センターの持続可能性というのは、目の前で既に危うくなっている。このような状況で、これからさらに高齢者が増えてニーズが増える中でどのように対応するのか、自治体側からの非常に先のことを見据えた問題提起であると思う。それに対して具体的な答えをもらえなかったため、自治体としては、今の問題を解消する1つのアイデアとして今回の提案を出している状況。

(厚生労働省) 地域包括支援センターは、要介護状態や要支援状態になることを予防すること、かつ高齢者の方が元気になっていくことを目指して創られたものである。

地域包括支援センターに保健師と社会福祉士がいるというのは、ケアマネ事業所とは違うところである。介護予防ケアマネジメントはあくまでもケアプランを作成することなので、ケアプランだけではなくてしっかりと他の業務と連携しながらやっていく必要がある。介護保険法に基づくサービスは、ある意味お世話をする、必要なサービスを提供するということだが、要支援者、あるいはその前段階の方だと、生きがい作りや就労的活動といった取組に繋げていく必要があり、そういったものがない地域においては資源開発もしていく必要がある。そういったところを全体的にやるのが目的である。

特に総合相談支援業務と介護予防ケアマネジメント業務が非常に忙しいという自治体の声を我々も多く聞いており、調査研究事業でその時間なども計っている。

総合相談支援業務をどのようにしていくのか。介護予防ケアマネジメントもこういったケアプランを作成するだけではなくて、その後のモニタリングをする等、色々な業務がある。そういった業務をしっかりとできる

ように、業務負担を減らす取組をしていきたいと考えているため、全体として、法目的である元気に高齢者に活躍してもらえるような社会を作っていくという目的に向かって何ができるかという観点から検討していきたい。

(高橋部会長) 今の説明でも持続可能性について納得が得られるような話はなかった。加算されても、前年度と比べて委託件数が0.7%しか増えていない。更に言うと、見つけたくても地域で委託先が見つからないこともあり、チームが必要であれば民間で条件を付けて、民間の事業者チームを作るといった考え方もあるのではないかと思う。そういった意味では、持続可能性という観点から調査研究もして、その結果も審議会などで検討されるということによろしいか。

(厚生労働省) 御認識の通りである。

(高橋部会長) 検討の際には、自治体にはキャパシティが限られているなかで、現状でとても多忙であり、これから高齢者が増えるのは明らかであることを踏まえ、どのように対応していくのかや、チームが必要であれば民間で作るといった方向性も考えて、しっかり検討することが極めて重要と思うがいかがか。

(厚生労働省) 民間なら出来るかという、それはそれで難しいと思う。地域ぐるみで取り組まなくてはいけないときに、その中核はやはり基礎自治体、市町村であろうと思う。その中で、民間はそれぞれエキスパートズがあるから、そういったものを委託なりで使っていくということと思うが、あくまで中核は市町村が担わなければいけない。この高齢化の問題というのは我が国や地域にとっても最大の問題であると思う。

(高橋部会長) 持続可能性の点について我々が納得できるように、2次ヒアリングまでに説明を頂戴したい。スケジュールや結論を出すようにと言っているわけではなく、どのように持続可能性を考えていくのかも含めて、2次ヒアリングまでに検討いただきたい。

(泉参事官) 要支援とその前段階のところを一体的にというのが地域包括支援センター創設の趣旨であるが、一方、社会情勢が変化して非常に高齢化が進む中で、その関わりを地域包括支援センターが全部見ていく形にしていくのか、一度社会保障審議会で議論されて、結論は一旦出ているが、また考え方を議論させていただきたい。

地域包括支援センターの業務量もあり、まさに地域での介護予防支援の担い手をどのように増やしていくかというところも課題だと思うが、その中でどういうことが2次ヒアリングあるいは閣議決定に向けてできるか、担当省庁と議論したい。

## <通番12：中山間地域等における訪問介護労働者の移動時間等に係る介護報酬等の見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 提案について、どこまで調査されるかわからないが、客観的な実態に応じた形で、場合によっては何か措置の可能性があるということは検討いただけるとのことか。

(厚生労働省) 単に距離の問題ということではなく、社会保障審議会介護給付費分科会の指摘でも、どの地域においても必要なサービスが確保されるようにということであるため、必要なサービスが確保されるようにどういった手当が必要なのか検討していきたい。

(高橋部会長) 距離のみを議論したいわけではなく、移動時間が極めて長くなる場合には考慮してほしいということである。中山間地域等については、様々な事業上の不利な条件があるため加算が設けられているものと思うが、特に標準でははまりきらない移動時間が長い場合について、実際に介護に当たっている方についての加算であるため、そこは何かしら考えられる余地がないかという提案であると思う。

(厚生労働省) 介護報酬の制度は、やはり平均的な費用を標準にせざるを得ず、一方で色々個別の事情に応じて工夫を重ねてルールブックが大きくなっている。そこを簡素化すべきだという意見もある中で、こういったやり方があるのか考えていきたい。

(高橋部会長) 例えば1時間かかる話だと、その労働に対する対価として移動時間もしっかりと合理的に配慮するようにすべきではないか。ある程度平均的に収めることは、算定上は必要であると思っているが、平均的に収まらない特異なものについて全く配慮しないというのは、労働法上も極めて問題であると思う。

(厚生労働省) 報酬の支払いは段階が分かれており、まず、介護保険給付を受けるのは事業所で、事業所から働いているヘルパー等に支払われるのは次の段階である。事業所から支払われるところについては、移動に1時間かかった場合、合理的であれば労働時間に算入して賃金を支払うよう周知している。ルールに基づいて平均的に介護保険給付を行っていくものであるから、全体として事業が立ちいかなくなってはいけませんが、個別のケースで見ると費用と介護報酬がどうなっているかというところはある程度平均しなくてはいけない。

労働者への報酬の支払いは労働法制に基づいて行われるが、保険給付に関する平均的費用の中には労働時間に対して支払われる賃金などの人件費も含まれている。

(高橋部会長) つまり、そこに移動時間は含まれるということか。

(厚生労働省) 平均的な費用の中で勘案しているということである。

(高橋部会長) 結局、平均的な費用の中でではないか。

(厚生労働省) 特別地域訪問介護加算については御指摘のような特別の事情があるため、さらに基本報酬の上乗せの加算として15%といった報酬加算があるという仕組みとなっている。

そういった状況も令和3年度介護報酬改定で一定の措置はしたが、介護報酬は3年ごとに検証し、次の改定に繋げていくので、しっかりとその状況などを調査研究しながら検討していきたい。

(高橋部会長) その点も今回の提案があったことも含めて御検討いただけるということか。

(厚生労働省) 提案も含めて検討する。

(高橋部会長) 平均的な費用というが、事業所によっては平均的な支給に含まれないような事業所は中山間地域等はないのかという話である。国道が入っているようなところであれば車でスムーズに行き来できるような場合もあり得るが、中山間地域等の事業所は、国道でない県道や山道のような、非常に時間がかかるようなところに点在している可能性がある。そこも含めて考えていただきたい。

(厚生労働省) サービスごとの収支差というのも当然重要で、訪問介護の場合、令和2年度は2.6だったため、他の平均的な全サービスより多かったというような事情もあったが、それが今どうなっているかということは収支差も含めて考え、支出がどうなっているかということも実態調査をし、その上で報酬改定に繋げていく。

(勢一構成員) 提案団体以外にも追加共同提案団体が7自治体おり、それぞれ若干事情も異なってくるだろうと思うため、ぜひそちらの状況も併せて確認していただきたい。

追加共同提案団体からは、移動時間を理由にサービス提供を断るケースもあると指摘もあるので、現場の実態がどうなっているのか、特に移動時間がネックになっていることは、サービスを受ける側からすると非常に辛い状況であると思うため、ぜひ現場の状況で検討いただきたい。

(厚生労働省) 承知した。現場の状況はよく確認したい。

(高橋部会長) 1次回答で緩和を基準にしたサービスの提供が可能であるという話であるが、今日の貴省のお話では、加算はあるという主張でよろしいか。

(厚生労働省) 現行でも特別地域訪問介護加算があり、それは介護報酬の話である。緩和された基準は、例えば訪問介護サービスであれば訪問介護員をどの程度置かなければならないという基準があるが、それを置かなくてもよい緩和された基準がある。そうすると、人件費も通常のサービスよりはかからないといった、介護保険法上緩和されたものがあるということである。

(高橋部会長) しかし、それを使うと、結局、地域での人員配置が減るということになり、積極的に使えば解消するという話にはならないのではないか。

(厚生労働省) それも使い得るということである。

(高橋部会長) 使うことが本提案の支障を解消する理由にはならないのではないか。これを使ったからといって、収支しか見られていないというのは、理由としては、地域の総合的なサービスを充実させるという観点から様々な措置を取られているので、緩和するサービスを使えば収支がよくなるからそれで良いのではないかという回答は、納得できない。

(厚生労働省) 緩和というのはそれぞれ地域特有の事情があり、そこを勘案して、全国一律の基準ではなくて緩和した基準を適用するということである。ただ、全国一律の基準で行った場合に比べると、その他のコストが抑えられる効果もある。

実際に移動時間が原因で本当に経営が立ち行かなくなれば困るため、念のため、公開されている山都町の事業所の状況も見たが、それなりの収支差は出ていると考えている。

(勢一構成員) 今の説明をそのまま受け取ると、移動が長くてコストがかかるため、そのコスト分は人を減らしてそこから捻出せよと言っているように聞こえるが、それはロジックとしておかしいと思うが、そのような趣旨か。

(厚生労働省) そのような趣旨ではないが、実際に人員を確保することが困難な地域においては、しっかりと介護サービスを確保するという観点から、そういったサービスが介護保険法上認められているということをおっしゃっており、例えば離島等の訪問介護において、家族介護をしている人をみなし事業者にしているといった実例も

実際にあるという現状を説明しているところ。

(勢一構成員) それは現状であり、あくまでも対応する人材がない場合にそういった形で対応することができるということで、今回の提案は移動距離が長くて時間が取れないというところであり、直接これがあるから大丈夫ということにはならないので、また別途検討をお願いしたい。

(高橋部会長) これは2次ヒアリングのときにはあまり御主張されなくていただきたい。

(厚生労働省) 承知した。このような行財政事情もあるため、我々も介護報酬改定がプラスになるように努めるが、その中で各サービスがあって、中山間地域等もあってという中で我々も悩みながら実情もよく踏まえて考える。

#### <通番11：国民健康保険及び後期高齢者医療制度における高額介護合算療養費の支給申請手続きの見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 情報連携による申請窓口のワンストップ化は、転居等で計算期間内に加入する保険者に変更があった一部の被保険者にしか負担軽減になっておらず、大抵の被保険者の負担は変わっていないため、今回の提案について積極的に御対応いただきたいがいかがか。

(厚生労働省) よく実務の状況を伺って検討したい。論点としては、システム改修と、申請を省略した場合、特にこの期間中に転居等された方の自己負担額を把握できるかといった点が挙げられる。転居等された方の自己負担額を把握できなければ正しい支給額が算出できないため、このような場合も含め、具体的な御意見を伺って検討してまいりたい。

(高橋部会長) マイナンバーの連携情報を拡大することで対応できないか。

(厚生労働省) 現時点で具体的な説明は難しいが、転居があった場合も含め、申請がなくても対象者を漏れなく把握する必要があるため、どのような形でどのような範囲で可能なのか検討したい。

(高橋部会長) 転入届等は必ず提出されると思う。転入・転出を把握できるのであれば、申請がなくとも調整できるのではないか。その辺りも含めてスケジュールはどうなっているか。

(厚生労働省) 現時点では、いつまでに結論を出せるというところまで話ができていないため、その点も含めて検討させていただきたい。どのような実務や制度連携が現実的か、かえって事務がまわらないということにならないよう、広域連合等との打合せの場等を活用して関係者の方に伺いたい。

(高橋部会長) 12月の閣議決定までに具体的な結論や目途を示していただけるよう作業いただきたいがいかがか。

(厚生労働省) 御指摘いただいた点を念頭に置いて、よく状況を伺って検討してまいりたい。

(高橋部会長) 他はいかがか。事務局は何かあるか。

(泉参事官) 特にない。

(高橋部会長) では、そのような形で積極的に御検討いただきたい。

#### <通番13：生活保護の受給開始に伴う国民健康保険の資格喪失に係る届出を不要とする見直し（厚生労働省）>

(厚生労働省) 転居等で現住所に住んでいない方について、現地調査を経て転出・転居していることの一定の要件を満たした場合は、職権による資格喪失を認めており、生活保護受給開始者についても同様に、職権による資格喪失が可能であると考え。実現に向け、実務の状況を伺って対応を検討してまいりたい。

(高橋部会長) 10月の2次ヒアリングまでに結論を出していただきたいが、いかがか。

(厚生労働省) 現時点では、いつ結論を出せるかということまでお答えできないが、実務をしていただいている市町村に話を伺いつつ、検討したい。

(高橋部会長) 事務局もそれでよろしいか。

(泉参事官) はい。

(高橋部会長) では、よろしくをお願いしたい。

#### <通番8：公務員への児童手当の支給事務を居住地の市町村長が行うこと（内閣府）>

(高橋部会長) 市町村に事務を一元化するというのは困難か。

(内閣府) 事務そのものを一元化すると、制度的には非常にすっきりした形になる。

しかし、国家公務員は東京近辺に多いが、自衛隊など地方に多くいるところもある。公務員は異動時期が決まっているので、自治体によってはその時期に事務が大きく増えることから、そうした対応をどうするのかと

いう問題がある。提案している自治体は、管轄の中に国の合同庁舎がないのかもしれないが、あるところはその役所とやり取りをしなければならない事務が4月・10月に多く発生する。例えば自衛隊でも人事異動が五月雨的に起きるうちに事務が増えるというのは当然考えられる。

自治体の中でも他市町村に居住している職員がどの程度いるかによって、大きく状況が変わってくると思うので、事務が錯綜するのではないか。公務員の児童手当は、多くの業務がいきなり発生するということがあろうと思うので、住民が移動するのは違うと考える。

(高橋部会長) 一元化は難しくても、プッシュ型で所管省庁から該当市町村に通知するなど、行政的な仕組みは考えられないか。

(内閣府) 周知等を強化していくのは、請求漏れを防ぐのに非常に有効だと思う。公務員は共済組合に入っているが、退職したら国民健康保険になる。必要な情報が必ず届き、アクションにつながるような方策は当然検討したい。

(高橋部会長) 単に本人の自覚に任せるのではなく、組織として支給漏れがないような連携の手段について考えていただきたい。

(内閣府) 制度周知の工夫については、考える。

(高橋部会長) 周知ではなく、組織として市町村に通知することは難しいか。

(内閣府) 自動的に所属庁から居住自治体に対して通知をするという趣旨の発言だと思うが、退職情報が本人にとってのセンシティブ情報という可能性もある。退職時に転居も伴っている場合もあり、そういった状況で機能するのかという懸念もある。

(高橋部会長) 本人同意を取ればいいのではないか。

(内閣府) 本人同意を取れる状況であれば、きちんと手続を取るよう周知できる状況であると考えている。

(高橋部会長) 転居の際は慌ただしいので、児童手当の申請を忘れてしまうことはあり得ると思う。支給主体が「申請しますか」と聞いて、受給者が「支給してください」と言えばそれでいいのではないか。

(内閣府) 公務員を退職する方に認識を持っていただくのが大事だと思う。情報連携をやるのかどうか慎重に検討したほうが良い。

(小早川構成員) 公務員は特別のように見えてしまうが、いろいろな業種や企業に勤務している労働者の中の一つと考えれば、児童手当受給者の立場からすると住所地の市町村から支給するのが良いのではないか。個人情報保護の点については、公務員を退職する際には所属庁の人事担当者とやり取りをするので、その中で同意書も取ればいい。

(内閣府) 先ほど示唆いただいた情報連携の同意を取るなど、国だけではなく自治体の業務増にもなるので、何が一番いいのか自治体と意思疎通をさせていただきたい。この提案の主目的は、請求漏れ、もしくは公務員特有の状況にどう対応するかだと認識しているので、自治体とコミュニケーションを取りながら、制度について理解してもらうことを基本にして検討していきたい。

(勢一構成員) 提案団体、追加共同提案団体ともに多く、実際に現場でどういう形で申請漏れが起きているのが今回の提案を通じて出ているので、何らかの対応ができないか御検討いただきたい。

(内閣府) まずは制度を理解していただき、手続を取っていただくために何ができるか考えたい。

(高橋部会長) 議論が元に戻ってしまった。実態を調べていただき、本人の自覚を促すのも基本なのだが、それ以上に何ができるかも含めて御検討いただきたい。

(内閣府) 承知した。

#### <通番7：認定こども園に係る認可・認定の事前協議廃止及び保育関係施設・事業の変更届出事項を条例等の規定で可能とすること等（内閣府・文部科学省・厚生労働省）>

(高橋部会長) 認定こども園施設整備交付金については前向きに検討してもらえるということか。

(文部科学省) 現時点では概算要求もしておらず約束はできないが、実情は重々承知しているため、実態に応じた形で補助ができるようにしたい。

(高橋部会長) 事務局と相談して対応してほしい。

認定こども園の認可・認定の基準は条例で決まっている。条例の基準に照らして認可がされるため、都道府県との事前調整の必要がないのではないか。また、広域調整は、子ども・子育て支援事業計画の策定の段階で行っており、個々の施設の認可・認定の段階で広域調整を行う必要はないのではないか。

(内閣府) 指定都市等が私立認定こども園を認可・認定する際の基準、要件は、施設に関する要件、設置者に関する要件がある。施設に関するものは、主務大臣が定める基準を参酌して指定都市等の条例で定めるとされている。設置者に関する要件は欠格事由に該当しないことなどで、あまり判断を要さないところだと思う。

また、それに加えて需給調整が必要な場合がある。具体的な要件は法律に規定しているが、1号、2号又は3号の認定子どものいずれかについて、規定の状況になっているかなどである。私立幼稚園は基本的に県が認可するという形であり、認定こども園については1号、2号、3号があり、1号が幼稚園と重複する部分がある。そのため、幼児教育全体の需給という観点から県が関与する必要がある。

(高橋部会長) 広域調整は既に計画段階で済んでいるのではないかという点についてはどうか。

(内閣府) 個々に需給の見通しについて計画は立てられているが、地域の需要や、県域でどのような形でやるのかは、具体的な事例を基に検討する必要がある。計画でやっているからその範囲でということではなく、その範囲であったとしても、利用状況や今後の利用見込みは、その時点で判断されることが適当である。

(高橋部会長) 計画の段階で長期的な見通しを立てていけば、個々の施設の認可・認定において全て協議という形で縛るのは、法令上責任を持っている指定都市への関与が強過ぎるのではないか。

(内閣府) 都道府県がどう考えているかも重要な要素になると思う。都道府県は幼児教育について責任を持っている立場であるので、事前協議なしに認定こども園が設置され、廃止されることについて県がどう考えるかである。本提案は指定都市の提案であるが、中核市や、協議先である都道府県側の意見もしっかりと丁寧に聞いた上で考えないといけない。部会長の発言の趣旨も理解できるが、実際に需給は常に動くものでもあり、県がどう考えるかということも当然ある。

(高橋部会長) 県に聞いてもらえるか。

(内閣府) この提案についてどう考えるかを県に聞くことは可能である。

(高橋部会長) 県の分権部局の意向もあると思うので、事務局と一緒にやる形で大丈夫か。

(内閣府) 大丈夫である。事務局と手順を相談する。

(高橋部会長) 聞き方を含めて事務局と検討してほしい。

(勢一構成員) 少なくとも現時点では事前協議は形骸化しているという提案である。今後は状況が変わるのではないかという話があったが、それがどのくらいの確度のものなのか、データや推計などのエビデンスを基に議論ができればと思うがいかがか。

(内閣府) 材料は整えたいが、今まででも新子育てプランなどで保育の受皿を充実させてきて、待機児童も減少している。現在、待機児童ゼロという自治体も増えており、整備をするだけではない状況に変わってきている。地域差がある問題であり、今後どのように移っていくのかは今の段階では正確に言えないが、待機児童も都市部以外のところであればおおむねゼロのところも多くなっており、今後、事前協議なしに設置するという話になるのかということである。

(文部科学省) 幼稚園の86%以上が私立幼稚園であり、半分以上は2～3市町村にまたがって園児が通園することもあり、各都道府県に私立学校審議会があり、そこで市町村の保育のニーズ、幼稚園のニーズをしっかりと把握しながら、例えば千葉県だと市町村に既にある場合には新設は認めないとか、需給調整をかなり厳しく行ってきた関係もあり、今後、認定こども園が幾つ出てくるかや、定員がどれくらいになるかといった事情を見ながら、議論してきた経緯もある。都道府県の中ではこれまではそういった需給のところは、特に学校であるので、過度な競争や距離的に近過ぎないなど、様々な内規等で取り扱ってきた従来の私立学校審議会の取組も踏まえ、都道府県において判断すると思う。幼稚園の場合、2～3の市町村から通っている園児がいる幼稚園の割合などのデータも必要であれば提出する。

(高橋部会長) 支障事例があれば、それも含めて提示してほしい。

届出事項に話を移したい。現在は、法定されているが、不要ではないかという話もあり、見直すことはできないのか。

(内閣府) 自治体が受ける事務量の話もあるし、事業者が何を提出するかという事務量の話もある。個別に何を簡素化できるのかという観点であれば、個別の話として対応する。ただ、条例で全て決めたらどうかというのには行き過ぎの気もする。

(高橋部会長) 事業者もいろいろな形態がある。事業者が届出を迷わないように、事業者ごとに届出用紙を整理して、事業者負担を軽減するというようなことはあり得ないのか。

(内閣府) どれだけ丁寧にそのようなサービスをするかということはある。ただ、前提としては、どういう変更

届出事項が必要かというのは、制度に合わせて必要なものを精査して施行規則などで定めている。事業者ごとの書式について、自治体は市の名称を入れたりして作っていると思う。

(高橋部会長) 幼保連携型や保育所型など、全部書式が決まっているということか。

(内閣府) 恐らく自治体ではそれぞれの事業形態に応じて様式を定めて、この様式で出してくださいという形で事業者にはお願いしていると考えている。

(高橋部会長) 事業者は自分の事業形態が分かっているならば、どの事項を書き入れなくてはいけないう迷わないということか。つまり、事業者の負担がそこには発生しないか、見やすい書式になっているかということである。法令に届出事項が規定されているが、複数の事業をやっている事業者が、それぞれの事業のどの事項について届出をしなくてはいけないうよく分からないという声があるためこの提案になっている。

(内閣府) 施設自体の認可・認定は個別に行われているので、それに対応した申請をするという原則であり、複数事業をやっている、単独事業でも、変更をした事業についてのみ変更届を出すということである。基本的には自治体も事業者説明会などにおいて周知をしていると思う。

(勢一構成員) 一つの施設が複数の施設や事業として位置づけられており、それぞれの法令に基づいて必要な手続を取る。それぞれの必要な手続が法令によって異なっており、変更事由によって届出が必要な場合と必要でない場合があるなど、関連の法律の中でばらつきがあるという提案団体からの指摘である。また、各種届出において必要な事項が異なっており、書式も異なっているので、複数の事業をやっている事業者にとって分かりにくく、自治体の担当者も苦労しているのではないかと思う。フォーマットや手続、仕組みの統一について検討する余地はないのか。デジタル化も踏まえ、可能な限り簡略化できれば事業者も自治体の担当者も分かりやすいと思うが、どう考えているのか。

(内閣府) 現場でどう工夫をしているかを踏まえる必要がある。事務処理を簡便な形にして、必要最小限にするというのは、事業者のメリットであり、行政のメリットでもある。

ただ、この届出事項は、法令の欠格要件に該当しないかの確認や、認定種別という最小限の部分はしっかりと押さえられており、必要がない部分は定めていない。もし本当に統一して全部紛れのないようにすると、全部兼ねるような形になり、どちらの負担が増えてしまうのかという問題もある。例えば統一書式を作って、この人はここだけ埋めればいいのか、これだけやればいいのかというのが本当に単純なオペレーションでできるのかどうかというのはある。

個別の問題でここは必要かという話が出れば、具体的に教えてもらい、個別に相談に乗りたい。

(高橋部会長) 個別の意見を聞いてもらいたい。その上で、行っている事業を言えば届出事項が即座に出てくるような画面フォーマットができればすごく理想的だと思う。そのようなことができるかについて、今後考えてほしい。

(内閣府) 申請事項も誤解を招きやすい。提案団体の提出資料の中でもマトリックスは作られているが、間違っているところもある。それも含めて整理をして、何が正しい方法か考えていきたい。

(高橋部会長) すごく分かりにくいので、自治体担当者も紛れてしまう。事業者ごとに必要な届出事項が即座に分かるようなフォーマットがあると、事業者や自治体担当者にとってはすごく分かりやすい。

(内閣府) 恐らく自治体で既にそういう工夫をしているところはあると思う。国が主導すべきかというのはあると思うので、それも含め、個別に出てくる話についても対応したい。

(高橋部会長) 全国で展開している事業者もいる。利便性を高めていく努力はあってもいいのではないかと思うので、ぜひその辺りも検討してほしい。

(内閣府) 本提案とは違うフェーズの話だと思うが、課題として受け止める。

(高橋部会長) 自治体担当者にとってもすごく複雑で分かりにくいという話である。自治体担当者に分かりやすいフォーマットをつくってもらうというのは事務運営上も重要なのではないか。

(内閣府) 指摘は承る。

#### <通番9：放課後児童支援員の資格及び員数に係る従うべき基準の見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 放課後児童支援員の資格及び員数に係る従うべき基準を参酌すべき基準に改めたことについて、子どもの安全が損なわれるような状況は発生しておらず、放課後児童健全育成事業を運営する上で前向きな影響があったということでしょうか。

(厚生労働省) 地方公共団体からは弾力的な運用ができたというアンケートの回答を多くいただいている。条例

改正を行った自治体において、子どもの安全を確保しつつ、サービスの質が維持されており、子どもへの目配りや関係者との調整等を行いながら、地域や利用者の実情に応じた運営が行われていると考えている。

(高橋部会長) 今回の附則に規定された3年後見直しについて、提案募集検討専門部会以外で検討する機会を想定しているか。

(厚生労働省) 第9次地方分権一括法での法改正を踏まえ、すでに多くの自治体で条例改正が行われており、別途検討するという事は、現時点では考えていない。しかし、こども家庭庁をめぐる議論においても、放課後児童クラブを含めた子供の第3の居場所の問題等、様々な論点が提起されているため、今後、中長期的に見たときに、この放課後児童クラブに関する議論が生まれる可能性がある。

(勢一構成員) 調査結果によると、第9次地方分権一括法の改正により事業継続や新規事業ができるようになり、保護者のニーズに応えられるようになったという点で、子どもの第3の居場所をつくるという意味で大きな役割を果たしていると考えられる。今後の政策とも関わるが、子ども・子育ての政策におけるこうした取組を、放課後児童クラブの進展として肯定的な形で評価し、自治体の背中を押していきたいと思うが、そういった理解でよろしいか。

(厚生労働省) 参酌化、標準化に関する論評は難しいところだが、いずれにしても、放課後児童クラブは未だ待機児童数が多い状態が続いている状態であるため、質と安全を確保しながら、様々な施策を打つことで、放課後児童クラブの供給拡大を図っていきたいと考えている。

(高橋部会長) 「新・放課後子ども総合プラン(平成30年9月14日公表)」において、待機児童解消等のため、令和5年度までに計30万人分の受入れ人数の整備を行うこととされているが、その進捗状況はいかがか。

(厚生労働省) 現在、プランに基づき供給量の拡大を図っているところ。一方で、子ども・子育て新制度に切り替わる際に、放課後児童クラブの対象年齢を拡大したこともあり、近年は待機児童数が1万人を超えた状態で推移している。プランに基づき供給の拡大を図ってはいるが、待機児童が急激には減っていないという状態が続いているため、今後のプランの方向性については、時点での待機児童数等を踏まえた議論が必要であると考えている。

(高橋部会長) 待機児童解消に向けた取組が必要ということであるので、放課後児童支援員の資格及び員数については、継続ということをお願いしたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)